第9部　追　補　(5)

注射薬

品名	規格単位	薬価円
(ｹ)		
献血アルブミン20「ＫＭＢ」	20％20mL1瓶	2,407
献血アルブミン20「ＫＭＢ」	20％50mL1瓶	4,257
献血アルブミン25「ＫＭＢ」	25％50mL1瓶	5,193
献血グロブリン注射用2500mg「ＫＭＢ」	2.5ｇ50mL1瓶（溶解液付）	15,627

（新設）

（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正）

第二条　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第2 第1部～第4部　（略） 第5部　追　補　(2) 注射薬	別表第2 第1部～第4部　（略） （新設）

品名	規格単位
(ｹ)	
献血アルブミン20“化血研”	20％20mL1瓶
献血アルブミン20“化血研”	20％50mL1瓶
献血アルブミン25“化血研”	25％50mL1瓶
献血グロブリン注射用2500mg「化血研」	2.5ｇ50mL1瓶（溶解液付）

○農林水産省告示第千四百七十九号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）別表第二大中型まき網漁業の項第九号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める期間を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第二大中型まき網漁業の項第九号の農林水産大臣が定める期間は、公海にあっては平成三十年七月一日から同年九月三十日まで及び同年十一月一日から同年十二月三十一日までとし、我が国及び外国の排他的経済水域にあっては同年七月一日から同年九月三十日までとする。

○農林水産省告示第千四百八十号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第三十一条の七の規定に基づき、農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を次のように定め、平成三十年七月一日から施行する。

平成三十年六月二十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　海域

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第三条1に規定する条約区域

二　漁具に関する制限

一に掲げる海域において使用できる集魚装置（人工衛星の利用により当該集魚装置の追跡及び監視が可能となる機器の付いた浮標を取り付けているものに限る。）の数は、大中型まき網漁業の許可を受けた船舶（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第三十二条第一項の規定により運搬船を届け出た場合又は同令第三十三条第一項の規定により火船若しくは魚探船を届け出た場合にあっては、当該運搬船又は火船若しくは魚探船を含む。）ごとに、三百五十個以内とする。

○経済産業省告示第百二十七号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたアンドラ公国の紋章を次のように指定したので、告示する。

平成三十年六月二十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

